

議 第 52 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市老人憩の家条例の一部改正について

熊本市老人憩の家条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和 48 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 21 の項を削り、22 の項を 21 の項とし、23 の項から 129 の項
までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

九品寺老人憩の家を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。